

令和5年度「適性診断活用講座」受講助成金交付要綱

令和 5 年 3 月 31 日 制 定
一般社団法人兵庫県トラック協会

(目 的)

第 1 条 運行管理者が、『運転者への適性診断結果の正しい伝え方』、『運転者の安全運転意識を向上させる効果的な助言・指導方法』を身につけることにより、運転者へのより効果的な指導を行い、ドライバーの安全運転と事故防止に資することを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)の会員で、兵庫県下の営業所に所属する運行管理者等が、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「事故対」という)が開催する「適性診断活用講座」(以下「活用講座」という。)を受講した受講料を対象とする。

(助 成 額)

第 3 条 手数料の上限は「事故対」の定める受講料とし、1名につき1回限りとする。

(申請受付)

第 4 条 申請期間は、別に定める。ただし、助成金が予算額に達した場合は、その時点で締め切るものとする。

(申込方法等)

第 5 条 会員は、事故対の定める申込方法により申し込むものとする。

2 事故対は、前項による申し込みが、兵ト協の会員であることを兵ト協会員名簿により確認するものとする。

(助成交付)

第 6 条 助成金は、事故対が兵ト協に請求し、兵ト協が事故対に支払うものとする。
また、会員が直接事故対に現金等で支払った場合は助成の対象としない。

(協 定)

第 7 条 本事業における受講料の請求及び支払いについては、兵ト協と事故対が協定を締結し、定めるものとする。

(そ の 他)

第 8 条 本要綱に定めのない事項については、都度協議し決定する。

(附 則)

本要綱は、令和 5 年4月1日より適用する